「国際古代法史学会(SIHDA)の友による学術集会 Rencontre Scientifique des amis de la SIHDA」司会体験記

林智良 2022年1月7日記

チリのチリ・カトリック大学(Pontificia Universidad Católica de Chile)が主催して 2022 年 1 月 5 日-7 日の各日にオンラインで開催された標記の集会(テーマ「世界と取引(Mundus et Commercium)」)において、発表・討論の一部で司会を務めるという多大な栄誉に浴したので、その記録と感想を本誌に寄せることとしたい。

本誌の読者には既によく知られていることと思うが、法史学・考古学者フェルナン・ド・ヴィシェ Fernand de Visscher(1885-1964) の創設にかかるフェルナン・ド・ヴィシェ記念国際古代法史学会(Société Internationale Fernand de Visscher pour l'Hitoire des Droits de l'Antiquité、略称 SIHDA)は、日本のローマ法学コミュニティが国際対話と発信を行うにあたって、ひとつの重要な場となっている。同学会がベルギーのリエージュ大学の発行する「国際古代法学雑誌(Revue Internationale des Droits de l'Antiquité、略称 RIDA)」の母体となっていることも著名である。日本では、西村重雄氏を草分けとし、氏に続く林信夫氏、津野義堂氏他の世代、さらにそれに続く諸世代の日本人研究者が、毎年欧州圏を中心に世界各地で開催される同学会の大会で発表と対話を行ってきた。

さて、2019年9月の英国・エジンバラ大学での大会にひき続いて、2021年1月にチリのサンチャゴに所在するチリ・カトリック大学の主催で第74回大会が開かれる予定であり、久方ぶりの南米大陸における開催と言うことで期待を集めていた。ところが折悪しく2019年末より発生・伝播した新型コロナウイルス(COVID-19)感染症は世

界の各分野に影響を与え、SIHDA サンチャゴ大会も対面開催を想定しつつ翌2022年1月に延期されることとなった」。しかし状況は2021年後半に入っても改善せず、主催校としてのチリのチリ・カトリック大学法学部教授であるパトリシオ・カルバハル(Patricio Carvajal)氏(以下、パトリシオと記す)は、2022年1月にオンラインでの集会を行うこととしたが、オンライン開催はSIHDA 史上初めてのこととなる。決定にあたっては同じくチリ・カトリック大学法学部の同僚であり、ともに準備にあたられたカルロス・アムナーテギ・ペレジョー(Carlos Amunátegui Perelló)氏(以下、カルロスと記す)らとも入念な協議があったものと推測している。

さて、2021 年 12 月 27 日に筆者宛にパトリシオより電子メールが到来し、初日 2022 年 1 月 5 日のセッションにつき司会を依頼された。自分の語学力を考えると逡巡はあったが、名誉なことと考え直して承ることにした。筆者はチリ・カトリック大学を 2 度訪問したことがあり、カルロスを 2 回大阪大学に招へいしたことがある。その交流経験を勘案しての抜擢であったかもしれない。セッション当日は来賓挨拶としてチリ共和国教育大臣のラウル・フィゲロア(Raúl Figueroa)氏、発表 2 件のうち前半は、エジンバラ大学法学部のポール・デュ=プレシス(Paul du Plessis)氏、後半はロッテルダム大学名誉教授のローレンス・ヴィンケル(Laurens Winkel)氏の発表であった。現職の国務大臣による祝辞と言うことで気を遣い、筆

-

¹ この間の経緯はSIHDAの事務を司るリエージュ大学法学部教授のジャン=フラソワ・ジャーカン氏からの関係者宛 2020 年 12 月 29 日付書簡に記されており、同書簡は以下の URL に掲載されている。https://www.sihda2019.law.ed.ac.uk/sihda-2021/

者はまず YouTube 上でラウル・フィゲロア氏の名前を検索し、インタビュー番組での氏名発音を再生することから始めた。他にも、スペイン語辞書と文法書をひっくり返して「閣下」が"Vuestra Excelencia"にあたると確認するなどして、紹介の言葉を組み立てたりした。しかし、ラウル・フィゲロア氏はパトリシオのチリ・カトリック大学法学部時代の同級生ということで、肩肘張らぬ雰囲気でフランス語による祝辞を寄せられて当方の肩の力が抜けた次第である。ここで脱線するが、スペイン及び南米地域でのローマ法研究におけるスペイン語の重要性、SIHDAの公用言語としてのフランス語の重要性とに対して仏西両語における自分の未熟とを痛感した。ローマ法研究における多言語習得の必要性が果てのないものであることを改めて実感した機会であった。

初日のプログラムにおける発表のうち、最初のデュ・プレシス氏のものは「収穫の法(The law of the harvest)」と題し、次のヴィンケル氏のものは「刑法史概観(À propos de la histoire du Droit Pénal)」と題するもので、前者は『学説彙纂』の法文を挙げながら、農業生産活動と法規制、ローマ帝国内における商慣習の多様性とそれについての法規律などについて見通しを与えるものであり、後者は共和政期の常設査問所(quaestio perpetua)から説き起こし、近代の罪刑法定主義に至る刑法の流れを通覧する試みであったと筆者は見る。正直なところ、対話を総括するには至らず、時間的な規制の呼びかけや発言の交通整理に相当注意力をとられつつの司会業に終始した。

ただ、すでに指名されていたコメンテーターと質問者が積極的且 つ和やかに議論を進めてくださり、発表者の意欲的な問題提起とあ いまって実り多い議論にしてくださったものと思う。全員の名は挙

げられず、また原文併記も省略するが、スイスはフリブール大学のパスカル・ピショナ氏、イタリアはナポリ大学のコシモ・カシオーネ氏、フィンランドはヘルシンキ大学のカイウス・トゥオリ氏、トルコはイスタンブール大学のアイシェ・エンジュル氏ら旧知の人々がコメント・質問陣に名を連ねていたことは司会として心強かった。ヴィンケル報告に対しては、京都大学の佐々木健氏が、古代ローマにおける人身の自由〔=未決勾留〕の存否についてフロアからフランス語での質問を投じて議論を提起してくださったことを記したい。

全体として、オンライン形式をとりながらも実質的な意見のやりとりが果たせたものと考える。途中では、ヴィンケル氏のオンラインカメラが作動せず、音声でのやりとりは可能ながらヴィンケル氏の顔は表示されないという小さな不調はあったものの、参加者の理解と協力により二つのセッションを円滑に終えることが出来た。

この集会自体は引き続く2日間も開かれたが、その全体についての報告は割愛する²。 概数で常時50名から80名程度の参加者がどのセッションにも見られたが、日本からも常時3-4名程度の参加があり、西村重雄氏以下7名程度がいずれかのセッションに参加された模様である。

全体として、資料共有が容易になるなど、国際移動の労力を省く のにとどまらない利点がオンライン学会にはあると考える。他方で、

_

² 本集会のプログラムは以下の URL に掲載されている。 http://derecho.uc.cl/images/old/stories/Agenda/2022/01 Enero/Programa SI HDA 2022.pdf 前註と本註の URL は 2 0 2 2 年 1 月 8 日閲覧。

古代法研究者の親睦を図るために対面学会の利点を重視する意見が強いことも事実である。最終日1月7日のセッションでは、2022年9月13日より16日まで対面での第75回 SIHDA 大会がベルギーのブリュッセルで予定されているとリエージュ大学のジャン=フランソワ・ジャーカン氏より告知があった。第76回大会は、2023年8月にフィンランドのヘルシンキにおいて開催予定とのことである。また、今回のオンライン学会をもってサンチャゴでの開催が終わったわけではなく、近い将来対面形式で開催される可能性も示唆されたので、筆者としてはその実現を強く願いたい。最後に、2024年9月には大阪でのSIHDA 大会が予定されていることも申し添える。その節には読者諸兄姉の積極的参加をお願いする次第である。

(以上)